

桜川市消防団長交際費の支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、桜川市消防団長（以下「消防団長」という。）が消防団運営のため対外的な交際、折衝をする際に必要な経費（以下「消防団長交際費」という。）の公正な支出を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(消防団長交際費の支出)

第2条 消防団長は、消防団の運営に必要と認めるもの並びに交際上必要と認めるものについて、予算の範囲内において消防団長交際費を支出する。

(消防団長交際費の支出基準)

第3条 消防団長交際費の支出区分、支出内容及び支出金額は、次の表に定めるものとする。

支出区分	支出内容	支出金額
慶 祝	記念式典等の催事で、消防団長が招待を受け出席したとき。	10,000 円以内
弔 慰	葬儀における香典、花輪等に支出するもの。	本人 10,000 円 親族 5,000 円
見 舞	病気、災害、事故等の見舞等に支出するもの。 (弔慰対象者で消防団長が必要と認めたとき)	5,000 円～ 10,000 円以内
会 費	消防団長又は、消防団長の代理者が消防団を代表して会議等に招待を受け出席したときに支出するもの。	会費相当額又は 10,000 円以内
賛 助	各種団体等の活動で趣旨及び目的に賛同できるものもであって、公共的かつ公益的なものに対して支出するもの。	10,000 円以内
その他	上記に掲げるもののほか、消防団長が消防団運営上必要と認めたものに支出するもの。	社会通念上妥当 と認められる範囲内

(支出内容の公表)

第4条 消防団長交際費の公表は、次の各号に掲げる事項について、翌月の末日までに桜川市ホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 支出の日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

(個人情報の保護)

第5条 消防団長交際費の公表にあたっては、桜川市個人情報保護条例（平成17年桜川市条例第11号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行うものとする。

る。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、消防団長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。